



## 法人登録申請書 | 日本

〒160-8336v 東京都新宿区西新宿 3-2-9 新宿ワシントンホテル本館 3F

Tel: 03-5669-0947 | メール: [compliancejp@lifewave.com](mailto:compliancejp@lifewave.com) |

法人登録する場合、登録日から 21 日以内にこのフォームをカスタマーサービス ([customerservicejp@lifewave.com](mailto:customerservicejp@lifewave.com))までメールで提出する必要があります。(「方針と手続き 3.5」参照)。

### I. ブランドパートナー情報:

法人名: \_\_\_\_\_ 会員ID番号: \_\_\_\_\_

代表者名: \_\_\_\_\_

会社名、登記住所、事業登録番号、会社代表者（社員、経営者、役員、取締役、パートナーなど）が記載された公的書類を添付してください。この情報は一般的に、以下の公的書類に記載されています：

- 代表取締役の印鑑証明書及び本人確認書類
- 代表者を特定する書類として、会社登記簿、法人設立証明書、定款、または同様の文書が該当します。

### II. 法人の種類を選択:

該当する法人種類にチェックを入れてください。

合同会社  株式会社  合名会社  合資会社

その他 (要記述): \_\_\_\_\_

- 「方針と手続き 3.5.1」に従い、受益権を有する法人関係者の正式な氏名、住所、および署名をご記入ください。
- 合同会社は出資している社員や経営者を記載すること (存在する場合のみ)。
- 株式会社は株主、役員、取締役を記載すること
- 合名会社は無限責任および／または有限責任社員を記載すること
- その他の法人形態は持分権を有するすべての関係者および法人に関する決定権を有するすべての関係者

氏名	住所	役職	署名
(代表者)			

※必要な場合は、別紙を添付してください。

## 「方針と手続き」 – 抜粋

### A. 法人、パートナーシップ、信託

**3.5.2 信託:** 信託申請書には、信託の管理者または受託者を特定する署名入りのレターを含める必要があります。

**3.5.3 個人事業主およびその他の事業体:** 個人事業主および登録された商号で、個別の納税者番号を持つ場合は、署名入りの明細書または所有権のコピー、またはその他の適切な書類、および関連する税務当局からの納税者情報の提出を求められる場合があります。関連する当事者またはブランドパートナーは、氏名、住所、納税者番号/政府発行 ID 番号を開示する必要があります。各当事者および/またはブランドパートナーは、LifeWave ブランドパートナーの他のブランドパートナーのポジションと利害関係を持つことはできません。

**3.5.4 法人登録申請書:** ブランドパートナーとして登録するすべての法人は、メンバーサクセス部に「法人登録申請書」を提出する必要があります(フォームはバックオフィスにあります)。登録日から 21 日以内にフォームが提出されない場合、LifeWave は、適切に記入された「法人登録申請書」が提出されるまで、ブランドパートナーが LifeWave に支払うべきすべての報酬を保留する権限を有し、保留するものとします。各ブランドパートナーは、事業を運営する上で利用する事業体の種類に関するすべての変更について、直ちに LifeWave に通知しなければなりません。

**3.5.5 別の LifeWave アカウントの受益権:** 法人の経営者は、他の LifeWave アカウントの受益権を保有してはなりません。3.4 を参照してください。

**3.8 法人の形態変更:** 法人であり、別の種類の法人に変更することを希望するブランドパートナーは、法人の受益権が変更されない場合、変更することができます。以前の法人のすべての受益権保有者につき、公証された署名またはその他の形式の認証済み署名により、変更に同意したことを確認する必要があります。また、新たな法人は、本契約と LifeWave との間に存在する法的責任を承継する旨の公証した決議書と共に、変更された LifeWave ブランドパートナー登録申請書を提出する必要があります。手数料がかかります(別添 A.2 を参照)。旧法人の構成員は、LifeWave に対する債務またはその他の義務について連帯して責任を負います。

**3.9.3.3 法人への譲渡:** 法人に譲渡する場合は、「譲渡/共同登録者追加申請書」および全部事項証明書、優良企業証明書、全持分保有者と経営陣が記載された定款文書の写し(日本は不要)。

### B. その他の考慮されるべき方針

**3.6.1 配偶者以外の新たなブランドパートナーの追加:** 配偶者または共同生活者以外の人物を既存の LifeWave アカウントに追加する場合、ブランドパートナーは「譲渡/共同登録者追加申請書」に必要事項を記入し、メンバーサクセス部に提出する必要があります(申請書はバックオフィスにあります)。LifeWave は、アカウントに共同登録者を追加する前に、情報を確認します。別添 A.2 料金表を参照してください。

**3.6.1.1 申請の否認:** 共同登録者が他のブランドパートナーシップの受益権を持っている場合、または 3.14 の待機要件の対象となる場合、申請は承認されません。

**3.6.1.2 回避行為の禁止:** 3.6.1 および 5.5 の回避行為を防止するために、共同登録者が追加された後も、元の登録者は元の契約の当事者であり続ける必要があります。ただし、元のブランドパートナーが LifeWave との関係を終了したい場合は、共同登録者であるブランドパートナーは「譲渡/共同登録者追加申請書」(バックオフィスにあります)を提出し、3.14 を遵守する必要があります。これに従わない場合、LifeWave は元のブランドパートナーの解約時に本契約を終了できます。

**3.6.1.3 新たな役員の追加:** 法人が新しい役員の追加を希望する場合、3.11 の譲渡要件を満たす必要があります。